

青森県報

第二千四百五十二号

平成十七年
三月十四日
(月曜日)

目 次

規 則

青森県次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則……………(人事課) ……一

告 示

むつ市への編入に伴う人口……………(市興町村課) ……二

農地法第三条第二項第五号の別段の面積の一部改正……………(構造政策課) ……二

漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(水産振興課) ……二

脇野沢漁港の指定の内容の変更……………(漁港漁場整備課) ……三

都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課) ……五

右 同……………(同) ……五

公 告

青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(経 理 課) ……五

農地保有合理化事業規程の変更の承認……………(構造政策課) ……六

建設業者の許可の取消し……………(青森県土整備事務所) ……六

右 同……………(弘前県土整備事務所) ……七

教育委員会

県文化財の指定……………(文化課) ……七

公安委員会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則……………(企画課) ……七
青森県警察組織規則の一部を改正する規則……………(同) ……八

規 則

青森県次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成十七年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七号

青森県次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則

次世代育成支援対策推進法施行令(平成十五年政令第三百七十二号)第二項の規則で定める次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第二十号)第十九条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で政令で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、同令第二項の規則で定める職員は、同欄に掲げるものの区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる職員とする。

知事	知事が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員
東部海区漁業調整委員会	東部海区漁業調整委員会が任命する職員

西部海区漁業調整委員会

西部海区漁業調整委員会が任命する職員

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

告

示

青森県告示第百六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、平成十七年三月十四日から、下北郡川内町、同郡大畑町及び同郡脇野沢村を廃し、その区域をむつ市に編入することに伴い、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十六条第一項及び第七十七条第一項の規定による下北郡及び同市の人口を次のとおり告示する。

平成十七年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

下北郡 二万三百四十四人
むつ市 六万七千二百二人

青森県告示第百六十六号

昭和四十六年四月十七日青森県告示第三百十五号（農地法第三条第二項第五号の別段の面積）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

農地の表二十アールの項及び三十アールの項を次のように改める。

青森市のうち、昭和三十七年九月三十日現在における野内村
むつ市のうち、平成十七年三月十三日現在における大畑町

二十アール

東津軽郡平館村
西津軽郡鰯ヶ沢町のうち、昭和三十年三月三十日現在における鰯ヶ沢町
北津軽郡市浦村のうち、昭和三十年三月三十日現在における十
三村及び脇元村
下北郡風間浦村

三十アール

むつ市のうち、平成十七年三月十三日現在における脇野沢村
東津軽郡今別町
下北郡大間町及び佐井村

青森県告示第百六十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区 名 称	場 所
発起人の住所及び氏名	期 間
易国間 下北郡風間浦村大字易国間字新町三 八番地五 金田一 源五郎 下北郡風間浦村大字易国間字新町二 九番地一 横谷 鐵美 下北郡風間浦村大字易国間字大川目 一二三番地二五 伊 勢 重 嘉	平成十七年三月十四日から 三月二十八日まで 易国間漁業 協同組合

横 濱	風 合 瀬	野 牛	鱒 ヶ 沢	脇 元
上北郡横浜町字松木一〇九番地 上北郡横浜町字下川原四番地五 上北郡横浜町字有畑一二七番地四 川村実	西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子 川一九〇番地四 山本清四郎 西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子 川一九〇番地三 山本利雄 西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子 川一四五番地八 三浦政助	下北郡東通村大字野牛字古野牛川一 五番地 三國優 下北郡東通村大字野牛字入口一〇二 番地三 畑中佐市 下北郡東通村大字野牛字稲崎平八番 地 住吉均	西津軽郡鱒ヶ沢町大字浜町七五番地 埜見喜治 西津軽郡鱒ヶ沢町大字浜町七九番地 一 三ツ矢春雄 西津軽郡鱒ヶ沢町大字浜町二九番地 八 熊周蔵	北津軽郡市浦村大字磯松字赤川三番 地五四 竹谷博 北津軽郡市浦村大字脇元字赤川三九 番地 成田正義 北津軽郡市浦村大字脇元字赤川八〇 番地 葛西梯一
平成十七年三月十四日から 同月二十八日まで	平成十七年三月十四日から 同月二十八日まで	平成十七年三月十四日から 同月二十八日まで	平成十七年三月十四日から 同月二十八日まで	平成十七年三月十四日から 同月二十八日まで
横浜町漁業 協同組合	風合瀬漁業 協同組合	野牛漁業協 同組合	鱒ヶ沢漁業 協同組合	脇元漁業協 同組合

三 厩	竜 飛	小 泊	下 前
東津軽郡三厩村大字宇鉄字上宇鉄七 番地 柳谷一 東津軽郡三厩村大字宇鉄字釜野澤八 番地 柳谷正則 東津軽郡三厩村大字三厩字算用師右 平野二番地 濱谷壽三	東津軽郡三厩村大字宇鉄字鳴神九四 番地 伊藤逸雄 東津軽郡三厩村大字宇鉄字龍浜四六 番地二 工藤俊次 東津軽郡三厩村大字宇鉄字龍浜五〇 番地 成田君雄	北津軽郡小泊村字水潤三番地 橋本久雄 北津軽郡小泊村字大山長根一〇一 番地二 鈴木義美 北津軽郡小泊村字水潤一七番地二四 伊藤裕	北津軽郡小泊村字下前九一番地一 幸 北津軽郡小泊村字下前一七〇番地一 藪田俊博 北津軽郡小泊村字下前一〇〇番地 柏崎良治
平成十七年三月十四日から 同月二十八日まで	平成十七年三月十四日から 同月二十八日まで	平成十七年三月十四日から 同月二十八日まで	平成十七年三月十四日から 同月二十八日まで
三厩村漁業 協同組合	竜飛漁業協 同組合	小泊漁業協 同組合	下前漁業協 同組合

青森県告示第百六十八号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第五項の規定により、脇

野沢漁港の指定の内容を次のとおり変更するので、同条第十一項の規定により告示す

る。

青森県告示第百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八戸都市計画公園事業の事業計画の変更を平成十七年三月七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

八戸市

二 都市計画事業の種類

八戸都市計画公園事業（四・五・一号白山台公園）

三 事業施行期間

昭和六十三年五月七日から平成十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

青森県告示第百七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、木造都市計画公園事業の事業計画の変更を平成十七年三月七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

つがる市

二 都市計画事業の種類

木造都市計画公園事業（五・四・一号つがる地球村公園）

三 事業施行期間

平成十四年八月二十六日から平成二十年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

青森県告示第百七十一号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

川内支店

大畑支店

大湊支店

大湊支店

川内支店

大畑支店

下北郡川内町大字川内

下北郡大畑町大字大畑

むつ市大湊新町

むつ市大湊新町

むつ市川内町川内

むつ市大畑町新町

を削り、

を

に改める。

第二号の表中

株式会社みちのく銀行大畑支店

株式会社みちのく銀行大湊支店

株式会社みちのく銀行大湊支店

株式会社みちのく銀行大畑支店

下北郡大畑町大字大畑

むつ市大湊新町

むつ市大湊新町

むつ市大畑町新町

を削り、

を

に改め、

下北信用金庫川内支店 下北信用金庫大畑支店	下北郡川内町大字川内 下北郡大畑町大字大畑	を削り、
下北信用金庫大湊支店	むつ市大湊浜町	を
下北信用金庫大湊支店 下北信用金庫川内支店 下北信用金庫大畑支店	むつ市大湊浜町 むつ市川内町川内 むつ市大畑町新町	に改め、
青森県信用組合川内支店 青森県信用組合川内支店脇野沢出張所	下北郡川内町大字川内 下北郡脇野沢村大字脇野沢 下北郡大畑町大字大畑	を削り、
青森県信用組合大湊支店	むつ市大湊新町	を
青森県信用組合大湊支店 青森県信用組合川内支店 青森県信用組合川内支店脇野沢出張所	むつ市大湊新町 むつ市川内町川内 むつ市脇野沢本村	に改め、
青森県信用組合大畑支店	むつ市大畑町新町	を
はまなす農業協同組合川内支所 はまなす農業協同組合脇野沢支所	下北郡川内町大字川内 下北郡脇野沢村大字脇野沢	を
はまなす農業協同組合川内支所 はまなす農業協同組合脇野沢支所	むつ市川内町川内 むつ市脇野沢渡向	に改める。

公 告

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により、社団法人むつ市脇野沢農業振興公社の農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成十七年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）

~~~~~

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社藤建重機
- 二 代表者の氏名 藤本 茂樹
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字新城字平岡九五九の六
- 四 許可番号 青森県知事許可（特・一）第一〇四〇三号
- 五 取消年月日 平成十七年三月三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実



平成十七年三月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社ダイテック

二 代表者の氏名 三上 博美

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字西城北一丁目一〇

四 許可番号 青森県知事許可（般・一三）第一四二五八号

五 取消年月日 平成十七年三月二日

六 取消しに係る建設業の許可

さく井工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年二月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年三月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社福士設備

二 代表者の氏名 福士 令子

三 主たる営業所の所在地 黒石市野添町三七

四 許可番号 青森県知事許可（般・一三）第一一七四六号

五 取消年月日 平成十七年三月二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、電気、管、ほ装、水道施設、消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年九月三十日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第四号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝に指定する。

平成十七年三月十四日

青森県教育委員会

| 種別  | 名称     | 員数 | 所在地                    | 所有者 |
|-----|--------|----|------------------------|-----|
| 県重宝 | 旧伊東家住宅 | 一棟 | 弘前市大字若克町八〇番地           | 弘前市 |
| 県重宝 | 旧橋本家住宅 | 一棟 | 三戸郡田子町大字田子字九代ノ上三六六番地の三 | 田子町 |

公 安 委 員 会

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十四日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

青森県公安委員会規則第二号

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則の一部を改正する規則

交番、警察官駐在所及び警備派出所の名称、位置等に関する規則（昭和三十六年八月青森県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一むつ警察署の項中

下北郡大畑町大字大畑字中島一〇八番地七三

むつ市大畑町中島一〇八番地七三

に改める。

別表第二むつ警察署の項中

下北郡川内町大字川内字川内八二番地三  
下北郡川内町大字宿野部字楡木平五六番地三九七

むつ市川内町川内八二番地三

むつ市川内町宿野部字楡木平五六番地三九七

下北郡脇野沢村大字脇野沢字本村二三番地

むつ市脇野沢本村二三番地

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十四日

青森県公安委員長 井 畑 明 男

青森県公安委員会規則第三号

青森県警察組織規則の一部を改正する規則

青森県警察組織規則（昭和三十六年十一月青森県公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「広報課」を「広報広聴課」に、「企画課」を「企画政策課」に改める。

第三条の二の見出しを「（広報広聴課）」に改め、同条第一項中「広報課」を「広報広聴課」に改め、同条に次の一号を加える。

六 警察機関誌の編集及び発行に関すること。

第四条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条の見出しを「（企画政策課）」に改め、同条中「企画課」を「企画政策課」に改める。

第六条の三中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とする。

第八条中「生活保安課」を「生活環境課」に改める。

第十条の四の見出しを「（生活環境課）」に改め、同条中「生活保安課」を「生活環境課」に改め、同条中第一号を削り、同条第二号中「関すること」の下に「（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第一号とし、同条中第三号を削り、第四号を第二号とし、同条第五号中「関すること」の下に「（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第三号とし、同条中第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同条の次に次の一号を加える。

八 インターネットその他の高度情報通信ネットワーク関係事犯及び高度な情報技術を利用する犯罪に係る総合対策に関すること。

第十条の四中第十号を第九号とする。

第十一条中「暴力団対策課」を「組織犯罪対策課」に改める。



第十一条の二第七号中「関すること」の下に「(他の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第十二条を次のように改める。

(組織犯罪対策課)

第十二条 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 組織犯罪対策に関する資料及び情報の収集、整理及び分析に関すること。
- 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の施行に関すること。

三 暴力団に係る犯罪の取締りに関すること。

四 前二号に掲げるもののほか、暴力団対策に関すること。

五 麻薬、覚せい剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること。

六 けん銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関すること。

第二十条第二項中「本部長」を「上司」に改める。

第二十条の二第三項中「首席監察官」を「上司」に改める。

第二十条の三に見出しとして「(特務参事官)」を付する。

第二十一条第四項及び第二十二条第三項中「部長」を「上司」に改める。

第二十三条第二項中「本部長」を「上司」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(青森県警察行政不服審査手続きに関する規則の一部改正)

2 青森県警察行政不服審査手続きに関する規則(昭和四十七年一月青森県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改める。  
第五条の二第一項及び第十八条第二項中「企画課長」を「企画政策課長」に改める。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭